平成２８年（フ）第８号
京都府福知山市字前田38番地の41
債務者　大槻加壽枝
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第９７２号
堺市南区桃山台１丁５番７―309号
債務者　浦中　　武
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７２号
堺市西区浜寺石津町中２丁１番38―107号
債務者　**松**谷　尚美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番131―203号
債務者　井上　浩敏
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
堺市南区宮山台４丁３番20―408号
債務者　森　　知久
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
大阪府松原市阿保５丁目15番17―107号
債務者　彦坂　一馬
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
堺市南区原山台１丁７番９―310号
債務者　坂井田理恵
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
堺市北区常磐町３丁27番地５　ブルーム北花田303号
債務者　浜田　一美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目15番32号
債務者　仲　　**静**馬
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
香川県高松市東山崎町154番地６
債務者　山崎　　園
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１号
香川県観音寺市池之尻町152番地１
債務者　吉田　恭章
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１８０号
福岡市博多区須崎町９番20―503号
債務者　上田　晴美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９号
福岡県糸島市高田５丁目７番12―204号
債務者　小宮　隆寛
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０６号
福岡市博多区諸岡３丁目27番40―402号
債務者　川口　亜紀
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０８号
福岡市西区内浜２丁目２番13―203号、前住所福岡市西区姪の浜３丁目26番10号
債務者　神武　孝徳
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６号
福岡県大牟田市本町３丁目１番地３　パールマンションありあけ201号
債務者　米井　聖朗
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第６号
長崎県諫早市多良見町中里212番地77　松尾マンション108号、旧住所長崎県長崎市晴海台町15番地２
債務者　山下　修平
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係